

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 条例第5条第2項の規定による承認の申請は、申請書に同項の承認を求める区域（以下「区域」という。）に係る次に掲げる図書及び書面を添付してしなければならない。</u></p> <p><u>（1）位置図</u></p> <p><u>（2）都市計画図</u></p> <p><u>（3）道路の種別及び幅員並びに消防水利の位置を明示した街路図</u></p> <p><u>（4）現況写真</u></p> <p><u>（5）その他総合事務所長が必要と認める書類</u></p> <p>（申請書等の提出先）</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1"><tr><td><u>建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</u></td><td>機関</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	<u>建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</u>	機関	略		<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（申請書等の提出先）</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物又は工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1"><tr><td><u>建築物又は工作物の敷地の所在地</u></td><td>機関</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	<u>建築物又は工作物の敷地の所在地</u>	機関	略	
<u>建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</u>	機関								
略									
<u>建築物又は工作物の敷地の所在地</u>	機関								
略									

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。